

六 前二号に掲げるもののほか、第三号イからトまでに掲げる事項に関する対外関係事務の処理及び総括に関すること。

七 國際機関等における邦人職員の任用及び勤務に関し、あつせん、連絡その他必要な措置をとること。

八 國際連合に関する資料の収集及び保管に関すること。

九 國際連合その他の國際機関に関する団体の指導及び助成に関すること。

二 軍縮不拡散・科学部は、前項第三号ニからトまでに掲げる事項（同号トに掲げる事項にあっては、宇宙に関するものを除く。以下この項及び第三十五条第六号において同じ。）に係る外交政策に関すること及び前項第四号から第六号までに掲げる事務のうちこれらの事項に係るもの（アジア大洋州局の所掌事務）をつかさどる。

第五条 アジア大洋州局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 アジア及び大洋州の諸国に関する外交政策に関すること。

二 アジア及び大洋州の諸国に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

三 アジア及び大洋州の諸国に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。

四 前二号に掲げるもののほか、アジア及び大洋州の諸国に関する政務の処理に関すること。

五 外地整理事務に関すること。

六 アジア及び大洋州の諸国との間における対外関係事務の総括に関すること。

二 南部アジア部は、前項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事務のうち南部アジア諸国に関するものをつけさどる。

（北米局の所掌事務）

第六条 北米局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 北米諸国に関する外交政策に関すること。

二 北米諸国に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

三 北米諸国に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。

四 前二号に掲げるもののほか、北米諸国に関する政務の処理に関すること。

五 中東及びアフリカの諸国との間における対外関係事務の総括に関すること。

（中東アフリカ局の所掌事務）

第九条 中東アフリカ局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中東及びアフリカの諸国に関する外交政策に関する事項に係る事項に属するもの（（ハ）に掲げる事項にあっては、総合外交政策局の所掌に属するものを除く。）。

イ 経済協力

ロ 国際機関等に関する事項（政治の分野並びに社会の分野に係る事項及び経済の分野に属する問題であつて、人類共通の福祉のため、國際社會が共同して取り組む必要があるものに係る事項の除外）。

ハ 社会の分野に係る事項及び経済の分野に属する問題であつて、人類共通の福祉のために、國際社會が共同して取り組む必要があるものに係る事項の除外）。

二 中東及びアフリカの諸国に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。

三 中東及びアフリカの諸国に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

四 前二号に掲げるもののほか、中東及びアフリカの諸国に関する政務の処理に関すること。

五 中東及びアフリカの諸国との間における対外関係事務の総括に関すること。

（日本国政府の所掌事務）

第六条 北米局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 北米諸国に関する外交政策に関すること。

二 北米諸国に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

三 北米諸国に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関するもの（（ハ）に掲げるもの）。

四 前二号に掲げるもののほか、北米諸国に関する政務の処理に関すること。

五 中東及びアフリカの諸国との間における対外関係事務の総括に関すること。

（中南米局の所掌事務）

第七条 中南米局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中南米諸国に関する外交政策に関すること。

二 中南米諸国に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

三 中南米諸国に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。

四 前二号に掲げるもののほか、中南米諸国に関する政務の処理に関すること。

五 中南米諸国との間ににおける対外関係事務の総括に関すること。

（欧州局の所掌事務）

第八条 欧州局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 欧州諸国に関する外交政策に関すること。

二 欧州諸国に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

三 欧州諸国との間における対外関係事務の総括に関すること。

四 前二号に掲げるもののほか、欧州諸国に関する政務の処理に関すること。

五 欧州諸国との間における対外関係事務の総括に関すること。

（中東アフリカ局の所掌事務）

第九条 中東アフリカ局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中東及びアフリカの諸国に関する外交政策に関する事項に係る事項に属するもの（（ハ）に掲げる事項にあっては、総合外交政策局の所掌に属するものを除く。）。

二 中東及びアフリカの諸国に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。

三 中東及びアフリカの諸国に関する外交政策に関する事項に係る事項に属するもの（（ハ）に掲げる事項にあっては、総合外交政策局の所掌に属するものを除く。）。

（国际協力局の所掌事務）

第十一条 国際協力局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる事項に係る外交政策に関すること（（ハ）に掲げる事項にあっては、総合外交政策局の所掌に属するものを除く。）。

二 中東及びアフリカの諸国に関する外交政策に関する事項に属するもの（（ハ）に掲げる事項にあっては、総合外交政策局の所掌に属するものを除く。）。

三 条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関する事項。

四 日本国政府として処理する必要のある涉外法律事項に関する事項。

五 国際司法裁判所、常設仲裁裁判所、国際委員会及びアジア・アフリカ法律諮詢委員会に關すること。

六 第三号及び第五号に掲げるもののほか、条約その他の国際約束（経済の分野に係る事項に關するものに限る。）に基づく紛争解決の処理に関する事項。

七 第二号から前号までに掲げるもののほか、条約その他の国際約束及び確立された国際法

二 アフリカ部は、前項各号に掲げる事務のうちアフリカ諸国（アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ及びリビアを除く。第六十一條において同じ。）に關するものをつかさどる。（経済局の所掌事務）

六 日本国に駐留する國際連合の軍隊の取扱いに関すること。

七 國際機関等に係る政府開発援助に関する事務に關し、あつせん、連絡その他必要な措置をとること。

八 國際連合に関する資料の収集及び保管に関すること。

九 國際連合その他の國際機関に関する団体の指導及び助成に関すること。

二 軍縮不拡散・科学部は、前項第三号ニからトまでに掲げる事項にあっては、宇宙に関するものを除く。以下この項及び第三十五条第六号において同じ。）に關するものをつかさどる。

（中南米局の所掌事務）

第七条 中南米局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中南米諸国に関する外交政策に関すること。

二 中南米諸国に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

三 中南米諸国に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。

四 前二号に掲げるもののほか、中南米諸国に関する政務の処理に関すること。

五 中南米諸国との間における対外関係事務の総括に関すること。

（日本国政府の所掌事務）

第十二条 国際法局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際法に係る外交政策に関すること。

二 条約その他の国際約束の締結に関すること。

三 条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関する事項。

四 日本国政府として処理する必要のある涉外法律事項に関する事項。

五 国際司法裁判所、常設仲裁裁判所、国際委員会及びアジア・アフリカ法律諮詢委員会に關すること。

六 第三号及び第五号に掲げるもののほか、条約その他の国際約束（経済の分野に係る事項に關するものに限る。）に基づく紛争解決の処理に関する事項。

七 第二号から前号までに掲げるもののほか、条約その他の国際約束及び確立された国際法

規並びに日本国政府として処理する必要のある涉外法律事項に関する対外関係事務の処理及び総括に関する事項。

(領事局の所掌事務)

第十三条 領事局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海外における邦人及び本邦に在留する外国人(以下「在日外国人」という。)による外交政策に関する事項。

二 海外における邦人及び在日外国人に関する、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事項。

三 海外における邦人及び在日外国人に関する、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関する事項。

四 在外選挙の実施に関する事項。

五 最高裁判所裁判官の国民審査及び日本国憲法改正の国民の承認に係る投票における在外投票の実施に関する事項。

六 海外における邦人の法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関する事項。

七 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関する事項。

八 海外における邦人の身分関係事項に関する事項。

九 身分関係事項その他の事実について内外の公機関が発給した文書の内外にわたる証明に関する事項。

十 旅券の発給並びに海外渡航及び海外移住に関する事項。

十一 査証に関する事項。

十二 在日外国人の待遇に関する事項の連絡調整に関する事項。

十三 第二号から前号までに掲げるもののほか、海外における邦人及び在日外国人に関する対外関係事務の処理及び総括に関する事項。

(国際情報統括官の職務)

第十四条 国際情報統括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 國際情勢に関する情報の収集及び分析並びに国外及び国際機関等に関する調査に関する事項。

二 外務省が収集した情報の総合的な管理に関する事項。

三 外務省が行う情報の収集及び分析に関する事項。

四 外務省が行う調査事務の総合的な管理に関する事項。

五 国際情勢に関する情報の収集及び分析並びに外国及び国際機関等に関する調査に関する事務を総括すること。

四 外務省が行う調査事務の総括に関する事項。

第二節 特別な職の設置等

(官房長)

第十五条 大臣官房に、官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。

3 (公文書監理官、監察監察官、儀典長、外務報道官、国際文化交流審議官、地球規模課題審議官及び審議官)

第十六条 大臣官房に、公文書監理官一人(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする)、監察監察官一人、儀典長一人、外務報道官一人、国際文化交流審議官一人、地球規模課題審議官一人及び審議官十六人(うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする)を置く。

4 公文書監理官は、命を受けて、外務省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

5 監察監察官は、命を受けて、外務省の所掌事務に関する重要な公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

6 外務報道官は、命を受けて、外務省の所掌事務のうち監察に関する重要な事項及び外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第十六条の規定に基づき査察使が行う査察に関する重要な事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

7 地球規模課題審議官は、命を受けて、外務省の所掌事務のうち経済協力に関する分野別の計

画の作成、社会の分野に係る事項及び経済の分野に属する問題であつて、人類共通の福祉のため、国際社会が共同して取り組む必要があるものに係る事項並びにこれらの事項及び経済協力に関する国際機関等に関する事項に係る重要な事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

四 外務省の業務能率の増進に関する事項。

三 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事項。

四 外務省の保有する情報の公開に関する事項。

五 外務省の保有する個人情報の保護に関する事項。

六 外務省の機構に関する事項。

七 外務省の所掌事務に関する政策の評価に関する事項。

八 公文書類の編集及び保存に関する事項。

九 外務省の所掌事務に関する政策の評価に関する事項。

十 公文書類の編集及び保存に関する事項。

十一 大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官の官印並びに省印の保管に関する評価に関する事項。

十二 外務省の所掌事務に関する政策の評価に関する事項。

十三 外務省の所掌事務に係る経済協力に関する評価に関する事項。

十四 条約書その他の外交文書を保管する事項。

十五 外交史料の編さんに関する事項。

十六 翻訳を行うこと。

十七 外務省の所掌事務に関する官報掲載に関する事項。

十八 国立国会図書館支部外務省図書館に関する事項。

十九 前各号及び次号に掲げるもののほか、対外関係事務の処理及び総括に関する事項(他の所掌に属するものを除く)。

二十 外務省設置法第三条第一項の任務に関する特定の内閣の重要な政策について、当該重要な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事項。

二十一 前各号に掲げるもののほか、外務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事項。

(人事課の所掌事務)

二十二 外務省の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事項。

二十三 外務省が立案に参画し、関係事務を総括整理する。

二十四 (総務課の所掌事務)

二十五 國際文化交流審議官は、命を受けて、外務省の所掌事務のうち文化の分野における国際文化交流に関する対外関係事務に係る重要な事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

二十六 文化交流・海外広報課

二十七 地球規模課題審議官は、命を受けて、外務省の所掌事務のうち経済協力に関する分野別の計

画の作成、社会の分野に係る事項及び経済の分野に属する問題であつて、人類共通の福祉のため、国際社会が共同して取り組む必要があるものに係る事項並びにこれらの事項及び経済協力に関する国際機関等に関する事項に係る重要な事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

二十八 外務省の行政の考査に関する事項。

二十九 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事項。

三十 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事項。

三十一 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事項。

三十二 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事項。

三十三 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事項。

三十四 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事項。

三十五 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事項。

三十六 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事項。

三十七 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事項。

三十八 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事項。

三十九 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事項。

四十 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事項。

四十一 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事項。

四十二 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事項。

四十三 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事項。

四十四 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事項。

四十五 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事項。

四十六 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事項。

四十七 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事項。

四十八 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事項。

四十九 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事項。

五十 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事項。

(人事課の所掌事務)

五十一 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

五十二 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

五十三 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

五十四 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

五十五 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

五十六 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

五十七 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

五十八 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

五十九 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

六十 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

六十一 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

六十二 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

六十三 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

六十四 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

六十五 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

六十六 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

六十七 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

六十八 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

六十九 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

七十 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

七十一 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

七十二 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

七十三 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(会計課)

七十四 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

七十五 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

七十六 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

七十七 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

七十八 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

七十九 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

八十 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

八十一 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

八十二 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

八十三 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

八十四 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

八十五 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

八十六 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

八十七 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

八十八 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

八十九 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

九十 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

九十一 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

九十二 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

九十三 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

九十四 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

九十五 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(広報文化外交戦略課)

九十六 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

九十七 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

九十八 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

九十九 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一百 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一百一 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一百二 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一百三 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一百四 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一百五 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一百六 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一百七 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一百八 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一百九 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一百二十 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一百二十一 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一百二十二 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一百二十三 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一百二十四 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一百二十五 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一百二十六 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一百二十七 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(大洋州課の所掌事務)

第四十二条 大洋州課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 オーストラリア、キリバス、クック、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、ニュージーランド、バヌアツ、パプア・ニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル及びミクロネシアに関する外交政策に関する事務。

二 前号に掲げる諸国及び英領太平洋諸島に関する政務の処理に関する事務。

(南東アジア第一課の所掌事務)

第四十三条 南東アジア第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 南部アジア部の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

二 カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマーに関する事務。

三 南部アジア諸国に関する外交政策に関する事務。

四 南部アジア諸国に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事務。

五 前二号に掲げるもののほか、第二号に掲げる諸国に関する政務の処理に関する事務。

六 南部アジア課の所掌に属するものを除く。

(南東アジア第二課の所掌事務)

第四十四条 南東アジア第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアに関する外交政策に関する事務。

二 前号に掲げる諸国に関する政務の処理に関する事務。

(南西アジア課の所掌事務)

第四十五条 南西アジア課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン及びモルディブに関する外交政策に関する事務。

二 前号に掲げる諸国に関する政務の処理に関する事務。

第四款 北米局

(北米局に置く課)

第四十六条 北米局に、次の三課を置く。

北米第一課

北米第二課

北米第三課

(北米第一課の所掌事務)

第四十七条 北米第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 北米局の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

二 アメリカ合衆国及びその属地並びにカナダに関する総合的な外交政策に関する事務。

三 前号に掲げる諸国に関する外交政策に関する事務。

四 第二号に掲げる諸国に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事務。

五 第二号に掲げる諸国に關し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関する事務。

六 前二号に掲げるもののほか、第二号に掲げる諸国に関する政務の処理に関する事務。

七 第二号に掲げる諸国との間における対外關係事務の総括に関する事務。

(北米第一課の所掌事務)

第四十八条 北米第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 アメリカ合衆国及びその属地並びにカナダに関する外交政策に関する事務。

二 前号に掲げる諸国に關し、経済に関する政務の処理に関する事務。

三 前号に掲げる諸国との間における対外關係事務の総括に関する事務。

(北米第一課の所掌事務)

第四十九条 日米安全保障条約課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互安全保障及び相互防衛援助に係る外交政策に関する事務。

二 前号に掲げる諸国に関する政務の処理に関する事務。

(日米安全保障条約課の所掌事務)

第五十条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互安全保障及び相互防衛援助に関する政務の処理に関する事務。

二 前号に掲げる諸国に関する政務の処理に関する事務。

(南米課の所掌事務)

第五十一条 中南米局に、次の二課を置く。

三 日本国に駐留する国際連合の軍隊の取扱いに関する事務。

(中南米局に置く課)

中南米局

中米カリブ課

南米課

(中米カリブ課の所掌事務)

第五十二条 中米カリブ課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 北米局の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

二 アメリカ合衆国及びその属地並びにカナダに関する総合的な外交政策に関する事務。

三 前号に掲げる諸国に関する外交政策に関する事務。

四 第二号に掲げる諸国に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事務。

五 第二号に掲げる諸国に關し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関する事務。

六 前二号に掲げるもののほか、第二号に掲げる諸国に関する政務の処理に関する事務。

七 中南米諸国に關し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関する事務。

(南米課の所掌事務)

第五十三条 中南米局に、次の二課を置く。

一 アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コロンビア、チリ、パラグアイ、ブラジル、ペネズエラ、ペルー及びボリビアに関する外交政策に関する事務。

二 前号に掲げる諸国に関する政務の処理に関する事務。

(南米課の所掌事務)

第五十四条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 欧州地域に関する総合的な外交政策に関する事務。

二 欧州連合に關する外交政策に関する事務。

三 欧州諸国及び欧州連合に關する日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事務。

四 欧州諸国及び欧州連合に關する日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関する事務。

五 欧州諸国及び欧州連合に關し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関する事務。

六 前二号に掲げるもののほか、欧州諸国及び欧州連合に關する政務の処理に関する事務。

七 欧州諸国及び欧州連合との間における对外關係事務の総括に関する事務。

(西欧課の所掌事務)

西欧課
中・東欧課
ロシア課

(政策課の所掌事務)

政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 欧州地域に関する総合的な外交政策に関する事務。

二 欧州連合に關する外交政策に関する事務。

三 欧州諸国及び欧州連合に關する日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関する事務。

四 欧州諸国及び欧州連合に關する日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関する事務。

五 欧州諸国及び欧州連合に關し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関する事務。

六 前二号に掲げるもののほか、欧州諸国及び欧州連合に關する政務の処理に関する事務。

七 欧州諸国及び欧州連合との間における对外關係事務の総括に関する事務。

(西欧課の所掌事務)

第五十五条 西欧課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、英國、エストニア、オランダ、サンマリノ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ノルウェー、バチカン、フィン란ド、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、ラトビア、リトアニア及びルクセンブルクに関する外交政策に関する事務。

二 前号に掲げる諸国（英領太平洋諸島を除く。）に関する政務の処理に関する事務。

(中・東欧課の所掌事務)

第五十六条 中・東欧課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 アルバニア、ウクライナ、オーストリア、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スロバキア、スロベニア、セルビア、チエコ、ドイツ、ハンガリーブルガリア、ペラルーシ、ボーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、モンテネグロ、リヒテンシュタイン及びルーマニアに関する外交政策に関する事務。

四 日本国の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に關すること（経済上の連携に関するものに限る。）。	五 経済上の連携に関する条約その他の国際約束の締結及びその実施に關すること。
六 経済上の連携に関する調査を行うこと。	七 国際協力局に置く課等）
第六十八条 国際協力局に、次の八課並びに国際保健戦略官一人及び開発協力総括官一人を置く。	第九款 国際協力局
政策課	地球規模課題総括課
地球環境課	気候変動課
緊急・人道支援課	国別開発協力第一課
国別開発協力第二課	国別開発協力第三課
（政策の所掌事務）	（政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。）
二 経済協力に係る外交政策に關すること（他課及び国際保健戦略官の所掌に属するものを除く。）。	一 國際協力局の所掌事務に關する総合調整に關すること。
三 経済協力に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に關すること（他課及び国際保健戦略官の所掌に属するものを除く。）。	二 國際協力に係る外交政策に關すること（他課及び国際保健戦略官の所掌に属するものを除く。）。
四 経済協力に關し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力を關すること（他課及び国際保健戦略官の所掌に属するものを除く。）。	三 國際協力局の所掌事務に關するものに關すること。
五 外務省の所掌に係る政府開発援助に關する企画及び立案に關すること。	四 政府開発援助のうち技術協力に關する關係行政機關の行う企画及び立案の調整に關すること。
六 政府開発援助全体に共通する方針に關すること。	五 政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に關すること。
七 政府開発援助のうち技術協力に關する關係行政機關の行う企画及び立案の調整に關すること。	八 政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に關すること。
八 政府開発援助のうち行政機關の行う企画及び立案に關すること。	九 無償の経済協力の実施に關すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

十 外務省の所掌に係る技術協力の実施に關すること（他課の所掌に属するものを除く。）。	十一 外務省の所掌に係る経済協力に關すること。
十二 独立行政法人国際協力機構の組織及び運営一般に關すること。	十三 独立行政法人国際協力機構の行う業務（海外移住に係る業務を除く。）に關すること（他課及び開発協力総括官の所掌に属するものを除く。）。
十四 民間等の経済協力に係る活動との連携に關する事務のうち外務省の所掌に係るものに關すること。	十五 経済協力事情一般に關する調査及び統計の作成を行うこと。
十六 第三号から前号までに掲げるもののほか、第十一号第一号イからハまでに掲げる事項に関する対外関係事務の処理及び総括に關すること（大臣官房及び総合外交政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。	十七 前各号に掲げるもののほか、国際協力局の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。
第十七条 地球規模課題総括課の所掌事務	第十七条 地球規模課題総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経済及び経済協力の分野における国際連合の活動に係る外交政策に關すること（他局並びに他課及び国際保健戦略官の所掌に属するものを除く。）。	二 地球環境（気候変動（地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であつて、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるもの）をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）に係る外交政策に關すること。
二 社会の分野に係る事項及び経済の分野に属する問題であつて、人類共通の福祉のため、国際社会が共同して取り組む必要があるものに係る事項に係る総合的な外交政策に關すること。	三 地球環境に関する事項（人権、人道、薬物、国際的な組織犯罪、地球環境、人道支援及び保健を除く。）
三 國際連合憲章第五十七条に規定する専門機関その他の国際機関の活動に係る外交政策に關すること（他の所掌に属するものを除く。）。	四 第一号及び前号に掲げるもののほか、次に掲げる事項に係る外交政策に關すること。
四 第一号及び前号に掲げるもののほか、次に掲げる事項に係る外交政策に關すること。	五 地球環境に関する事項（人権、人道、薬物、国際的な組織犯罪、地球環境、人道支援及び保健を除く。）
五 地球環境に関する事項（人権、人道、薬物、国際的な組織犯罪、地球環境、人道支援及び保健を除く。）	六 地域別の経済協力に関する国際機関等に關する事務のうち外務省の所掌に係るものに關すること（国別開発協力第二課及び国別開発協力第三課の所掌に属するものを除く。）。
六 政府開発援助のうち技術協力に關する關係行政機關の行う企画及び立案の調整に關すること。	七 地域別の経済協力に関する国際機関等に關する事務のうち外務省の所掌に係るものに關すること（国別開発協力第二課及び国別開発協力第三課の所掌に属するものを除く。）。
七 政府開発援助のうち技術協力に關する關係行政機關の行う企画及び立案の調整に關すること。	八 地域別の経済協力に関する国際機関等に關する事務のうち外務省の所掌に係るものに關すること（国別開発協力第二課及び国別開発協力第三課の所掌に属するものを除く。）。
八 政府開発援助のうち行政機關の行う企画及び立案に關すること。	九 賠償協定等（賠償又は無償の経済協力で賠償の実施の方式と類似の方式により実施されるものに關する条約その他の国際約束をい

一 國際緊急援助活動に關すること。	二 人道支援に係る外交政策に關すること。
三 人道支援に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力を關すること。	四 人道支援に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力を關すること。
五 別の計画の作成に關すること。	五 人道支援に關する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に關すること。
六 経済協力に関する国際機関等（地域別のものに除く。）に關する事務のうち外務省の所掌に係るものに關すること。	六 経済協力に関する国際機関等（地域別のものに除く。）に關する事務のうち外務省の所掌に係るものに關すること。
第七十四条 緊急・人道支援課は、次に掲げる事項をつかさどる。	第七十五条 国別開発協力第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

附 則 (平成一五年四月一日政令第一九 六号) 抄 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成二二年七月一五日政令第一 八一号) 抄 (施行期日) この政令は、平成二二一年七月二十七日から施行する。
附 則 (平成一五年九月一二日政令第四 一〇号) この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一章の規定は、平成十五年十月一日から施行する。	附 則 (平成二三年五月一四日政令第一 三六号) この政令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の施行の日（平成二二二年五月十八日）から施行する。
附 則 (平成一五年九月一二日政令第四 一二号) この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一章の規定は、平成十五年十月一日から施行する。	附 則 (平成二三年五月一四日政令第一 四号) この政令は、平成二二三年四月一日から施行する。
附 則 (平成一五年一二月二十五日政令第 五一号) 抄 (施行期日) この政令は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。	附 則 (平成二三年七月八日政令第二一 四号) この政令は、平成二二三年七月九日から施行する。
附 則 (平成一六年七月二八日政令第二 四七号) 抄 (施行期日) この政令は、平成十六年八月一日から施行する。	附 則 (平成二三年七月八日政令第二一 九号) 抄 (施行期日) この政令は、平成二二三年七月九日から施行する。
附 則 (平成一八年七月二六日政令第二 四四号) 抄 (施行期日) この政令は、平成十八年八月一日から施行する。	附 則 (平成二四年三月三一日政令第九 七号) 抄 (施行期日) この政令は、平成二二四年四月一日から施行する。
附 則 (平成一〇年三月一四日政令第五 八号) この政令は、平成二十年四月一日から施行する。	附 則 (平成二四年八月一日政令第二〇 四三号) 抄 (施行期日) この政令は、公布的日から施行する。
第一条 この政令は、平成十八年八月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二二四年四月一日から施行する。
附 則 (平成一〇年六月二七日政令第二 〇三号) 抄 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。	附 則 (平成二五年五月一六日政令第一 〇六号) 抄 この政令は、平成二二六年五月一日から施行する。
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、公布的日から施行する。
附 則 (平成一〇年八月二七日政令第二 五九号) 抄 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。	附 則 (平成二七年三月一八日政令第七 一七号) この政令は、公布的日から施行する。
第一条 この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。	第一条 この政令は、公布的日から施行する。
附 則 (平成二一年三月六日政令第三〇 号) 抄 (施行期日) この政令は、平成二十一年三月六日から施行する。	附 則 (平成二七年六月一〇日政令第二 四八号) この政令は、公布的日から施行する。
第一条 この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。	第一条 この政令は、公布的日から施行する。
附 則 (平成二二年三月三一日政令第一 〇三号) 抄 (施行期日) この政令は、公布的日から施行する。	附 則 (令和五年二月一〇日政令第三三 〇七号) (施行期日) この政令は、令和五年二月十七日から施行する。
第一条 この政令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年二月十七日）から施行する。	第一条 この政令は、令和四年九月二十六日から施行する。

附 則 (令和六年六月二八日政令第一三
四号)
この政令は、令和六年八月一日から施行する。ただし、第八十九条第一項の改正規定は、同年七月一日から施行する。